

(許可証の様式)	第一十二条 法第八条第一項の内閣府令で定める許可証の様式は、別記様式第一号のとおりとする。
(許可証の書換えの申請)	第十三条 法第八条第二項の規定により許可証の書換えを受けようとする者は、書換申請書を管轄公安委員会に提出しなければならない。 (許可証の亡失及び盗難)
(許可証の再交付の申請)	第十四条 法第八条第三項の規定による届書には、営業所の名称及び所在地並びに亡失又は盜難の日時、場所を記載しなければならない。
(許可証の返納)	第十五条 法第九条の規定により許可証を返納する場合においては、次に掲げる事項を記載した返納理由書を添えなければならない。
一 営業所の名称及び所在地	一 営業所の名称及び所在地
二 返納理由	二 返納理由
三 返納理由の発生年月日	三 返納理由の発生年月日
四 廃業した場合は許可を取り消された場合は、法第二十八条第一項の規定により質契約を終了させるために必要な行為が完了する期限	四 廃業した場合は許可を取り消された場合は、法第二十八条第三項の規定により解散し、若しくは合併により消滅したときは、法第二十八条第三項の規定により質契約を終了させるために必要な行為が完了する期限

五 死亡した場合は法人である場合において合併以外の事由により解散し、若しくは合併の規定により質契約を終了させるために必要な行為をする者の住所及び氏名(法人の場合には、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに該行為が完了する期限	五 死亡した場合は法人である場合において合併以外の事由により解散し、若しくは合併の規定により消滅したときは、法第二十八条第三項の規定により質契約を終了させるために必要な行為をする者の住所及び氏名(法人の場合には、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに該行為が完了する期限
(標識の様式)	(標識の様式)
第十五条 法第十条の内閣府令で定める様式は、別記様式第一号のとおりとする。	第十五条 法第十条の内閣府令で定める様式は、別記様式第一号のとおりとする。
(氏名等の閲覧)	(氏名等の閲覧)

第一十六条 法第十二条の内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げるとおりとする。	第一十六条 法第十二条の内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げるとおりとする。
一 質札又は通帳を携帯する者から質置主であるとして質物の受戻しの請求を受けた場合においては、質屋は、相手方からその質札又は通帳の提示を受け、その相手方の住所及び年齢並びにその受戻しの請求に係る質物の特徴を質問し、かつ、その質札又は通帳及び答弁の内容と法第十九条の規定による質札(別記様式第五号)、通帳(別記様式第六号)によつて行なわなければならない。	一 質札又は通帳を携帯する者から質置主であるとして質物の受戻しの請求を受けた場合においては、質屋は、相手方からその質札又は通帳の提示を受け、その相手方の住所及び年齢並びにその受戻しの請求に係る質物の特徴を質問し、かつ、その質札又は通帳及び答弁の内容と法第十九条の規定による質札(別記様式第五号)、通帳(別記様式第六号)によつて行なわなければならない。
二 当該質屋が管理するウェブサイトを有していない場合	二 当該質屋が管理するウェブサイトを有していない場合
(許可証等の提示)	(許可証等の提示)
第十七条 法第十三条に規定する帳簿は、別記様式第三号及び第四号によらなければならない。	第十七条 法第十三条规定する帳簿は、別記様式(電磁的方法による保存)

第一十八条 法第十三条各号に掲げる事項が電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう)により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第十四条第一項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。	第一十八条 法第十三条规定する帳簿に記載されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第十四条第一項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。
2 前項の規定による保存をする場合には、国家公安委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。	2 前項の規定による保存をする場合には、国家公安委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。
(質物を返還する場合の確認の方法)	(質物を返還する場合の確認の方法)
第二十条 法第十七条第二項の内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げるとおりとする。	第二十条 法第十七条第二項に規定する質札は、別記様式第五号、通帳は、別記様式第六号によらなければならない。
一 質札又は通帳を携帯する者から質置主であるとして質物の受戻しの請求を受けた場合においては、質屋は、相手方からその質札又は通帳の提示を受け、その相手方の住所及び年齢並びにその受戻しの請求に係る質物の特徴を質問し、かつ、その質札又は通帳及び答弁の内容と法第十九条の規定による質札(別記様式第五号)、通帳(別記様式第六号)によつて行なわなければならない。	一 質札又は通帳を携帯する者から質置主であるとして質物の受戻しの請求を受けた場合においては、質屋は、相手方からその質札又は通帳の提示を受け、その相手方の住所及び年齢並びにその受戻しの請求に係る質物の特徴を質問し、かつ、その質札又は通帳及び答弁の内容と法第十九条の規定による質札(別記様式第五号)、通帳(別記様式第六号)によつて行なわなければならない。
(許可証等の提示)	(許可証等の提示)
第二十一条 質屋又はその従業者が法第十八条第二項の規定により、流質物の売却のため、古物営業法(昭和二十四年法律第八号)第二条第二項第二号の古物市場に立ち入ろうとするときには、質屋又はその従業者であることを証明する許可証その他の証票を携帯し、古物市場主に提示しなければならない。	第二十一条 質屋又はその従業者が法第十八条第二項の規定により、流質物の売却のため、古物営業法(昭和二十四年法律第八号)第二条第二項第二号の古物市場に立ち入ろうとするときには、質屋又はその従業者であることを証明する許可証その他の証票を携帯し、古物市場主に提示しなければならない。

附 則 (平成一二年三月三〇日総理府令 第二十九号)	この府令は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行の日(平成十二年四月一日)から施行する。
附 則 (平成一〇年七月二九日総理府令 第五〇号)抄	この府令は、平成十年八月一日から施行する。

附 則 (平成一二年八月一四日総理府令 第八九号)抄	この府令は、平成一二年八月一四日総理府令 第八九号)抄
----------------------------	-----------------------------

1 この府令は、内閣法の一部を改正する法律
(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平
成十三年一月六日)から施行する。

2 この府令は、民法等の一部を改正する法律の
施行の日(平成二十四年四月一日)から施行す
る。

附 則 (平成二四年三月一六日内閣府令
第七号)

この府令は、民法等の一部を改正する法律の
施行の日(平成二十四年四月一日)から施行す
る。

附 則 (平成二四年六月一八日内閣府令
第三九号) 抄

(施行期日)

第一条 この府令は、出入国管理及び難民認定法
及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を
離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一
部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七
十九号。以下「改正法」という。)の施行の日
(平成二十四年七月九日)から施行する。

附 則 (令和元年一〇月二四日内閣府令
第三六号)

(施行期日)

1 この府令は、成年被後見人等の権利の制限に
係る措置の適正化等を図るための関係法律の整
備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定
の施行の日(令和元年十二月十四日)から施行
する。ただし、第一条中質屋営業法施行規則第
二条第四項の改正規定及び同規則第二十一条の
改正規定(「第一条第三項の市場」を「第二条
第二項第二号の古物市場」に、「市場主」を
「古物市場主」に改める部分に限る。)は、公布
の日から施行する。

2 この府令による改正前の質屋営業法施行規則
に規定する様式による書面については、この府
令による改正後の質屋営業法施行規則に規定す
る様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使
用することができる。

附 則 (令和六年一月三一日内閣府令第
六号)

(施行期日)

第一条 この府令は、デジタル社会の形成を図る
ための規制改革を推進するためのデジタル社会
形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日
(令和六年四月一日)から施行する。ただし、
第一条中質屋営業法施行規則第十六条第一項の
改正規定は、公布の日から施行する。

第二条 この府令による改正前の様式(第二条の
経過措置)

規定による改正前の警備業法施行規則別記様式
この府令による改正前の様式(第二条の
経過措置)

第2号 (標識)

第二号及び第三条の規定による改正前の探偵業
の業務の適正化に関する法律施行規則別記様式
第四号を除く。次項において「旧様式」とい
う。により使用されている書類は、当分の間、こ
の府令による改正後の様式によるものとみな
す。

2 旧様式による用紙については、当分の間、こ
れを取り繕つて使用することができる。

別記様式

1号 (許可証)

第1行(左欄)	(右欄)
第2行(左欄)	(右欄)
第3行(左欄)	(右欄)
第4行(左欄)	(右欄)
第5行(左欄)	(右欄)
第6行(左欄)	(右欄)
第7行(左欄)	(右欄)
第8行(左欄)	(右欄)
第9行(左欄)	(右欄)
第10行(左欄)	(右欄)
第11行(左欄)	(右欄)
第12行(左欄)	(右欄)
第13行(左欄)	(右欄)
第14行(左欄)	(右欄)
第15行(左欄)	(右欄)
第16行(左欄)	(右欄)
第17行(左欄)	(右欄)
第18行(左欄)	(右欄)
第19行(左欄)	(右欄)
第20行(左欄)	(右欄)
第21行(左欄)	(右欄)
第22行(左欄)	(右欄)
第23行(左欄)	(右欄)
第24行(左欄)	(右欄)
第25行(左欄)	(右欄)
第26行(左欄)	(右欄)
第27行(左欄)	(右欄)
第28行(左欄)	(右欄)
第29行(左欄)	(右欄)
第30行(左欄)	(右欄)
第31行(左欄)	(右欄)
第32行(左欄)	(右欄)
第33行(左欄)	(右欄)
第34行(左欄)	(右欄)
第35行(左欄)	(右欄)
第36行(左欄)	(右欄)
第37行(左欄)	(右欄)
第38行(左欄)	(右欄)
第39行(左欄)	(右欄)
第40行(左欄)	(右欄)
第41行(左欄)	(右欄)
第42行(左欄)	(右欄)
第43行(左欄)	(右欄)
第44行(左欄)	(右欄)
第45行(左欄)	(右欄)
第46行(左欄)	(右欄)
第47行(左欄)	(右欄)
第48行(左欄)	(右欄)
第49行(左欄)	(右欄)
第50行(左欄)	(右欄)
第51行(左欄)	(右欄)
第52行(左欄)	(右欄)
第53行(左欄)	(右欄)
第54行(左欄)	(右欄)
第55行(左欄)	(右欄)
第56行(左欄)	(右欄)
第57行(左欄)	(右欄)
第58行(左欄)	(右欄)
第59行(左欄)	(右欄)
第60行(左欄)	(右欄)
第61行(左欄)	(右欄)
第62行(左欄)	(右欄)
第63行(左欄)	(右欄)
第64行(左欄)	(右欄)
第65行(左欄)	(右欄)
第66行(左欄)	(右欄)
第67行(左欄)	(右欄)
第68行(左欄)	(右欄)
第69行(左欄)	(右欄)
第70行(左欄)	(右欄)
第71行(左欄)	(右欄)
第72行(左欄)	(右欄)
第73行(左欄)	(右欄)
第74行(左欄)	(右欄)
第75行(左欄)	(右欄)
第76行(左欄)	(右欄)
第77行(左欄)	(右欄)
第78行(左欄)	(右欄)
第79行(左欄)	(右欄)
第80行(左欄)	(右欄)
第81行(左欄)	(右欄)
第82行(左欄)	(右欄)
第83行(左欄)	(右欄)
第84行(左欄)	(右欄)
第85行(左欄)	(右欄)
第86行(左欄)	(右欄)
第87行(左欄)	(右欄)
第88行(左欄)	(右欄)
第89行(左欄)	(右欄)
第90行(左欄)	(右欄)
第91行(左欄)	(右欄)
第92行(左欄)	(右欄)
第93行(左欄)	(右欄)
第94行(左欄)	(右欄)
第95行(左欄)	(右欄)
第96行(左欄)	(右欄)
第97行(左欄)	(右欄)
第98行(左欄)	(右欄)
第99行(左欄)	(右欄)
第100行(左欄)	(右欄)
第101行(左欄)	(右欄)
第102行(左欄)	(右欄)
第103行(左欄)	(右欄)
第104行(左欄)	(右欄)
第105行(左欄)	(右欄)
第106行(左欄)	(右欄)
第107行(左欄)	(右欄)
第108行(左欄)	(右欄)
第109行(左欄)	(右欄)
第110行(左欄)	(右欄)
第111行(左欄)	(右欄)
第112行(左欄)	(右欄)
第113行(左欄)	(右欄)
第114行(左欄)	(右欄)
第115行(左欄)	(右欄)
第116行(左欄)	(右欄)
第117行(左欄)	(右欄)
第118行(左欄)	(右欄)
第119行(左欄)	(右欄)
第120行(左欄)	(右欄)
第121行(左欄)	(右欄)
第122行(左欄)	(右欄)
第123行(左欄)	(右欄)
第124行(左欄)	(右欄)
第125行(左欄)	(右欄)
第126行(左欄)	(右欄)
第127行(左欄)	(右欄)
第128行(左欄)	(右欄)
第129行(左欄)	(右欄)
第130行(左欄)	(右欄)
第131行(左欄)	(右欄)
第132行(左欄)	(右欄)
第133行(左欄)	(右欄)
第134行(左欄)	(右欄)
第135行(左欄)	(右欄)
第136行(左欄)	(右欄)
第137行(左欄)	(右欄)
第138行(左欄)	(右欄)
第139行(左欄)	(右欄)
第140行(左欄)	(右欄)
第141行(左欄)	(右欄)
第142行(左欄)	(右欄)
第143行(左欄)	(右欄)
第144行(左欄)	(右欄)
第145行(左欄)	(右欄)
第146行(左欄)	(右欄)
第147行(左欄)	(右欄)
第148行(左欄)	(右欄)
第149行(左欄)	(右欄)
第150行(左欄)	(右欄)
第151行(左欄)	(右欄)
第152行(左欄)	(右欄)
第153行(左欄)	(右欄)
第154行(左欄)	(右欄)
第155行(左欄)	(右欄)
第156行(左欄)	(右欄)
第157行(左欄)	(右欄)
第158行(左欄)	(右欄)
第159行(左欄)	(右欄)
第160行(左欄)	(右欄)
第161行(左欄)	(右欄)
第162行(左欄)	(右欄)
第163行(左欄)	(右欄)
第164行(左欄)	(右欄)
第165行(左欄)	(右欄)
第166行(左欄)	(右欄)
第167行(左欄)	(右欄)
第168行(左欄)	(右欄)
第169行(左欄)	(右欄)
第170行(左欄)	(右欄)
第171行(左欄)	(右欄)
第172行(左欄)	(右欄)
第173行(左欄)	(右欄)
第174行(左欄)	(右欄)
第175行(左欄)	(右欄)
第176行(左欄)	(右欄)
第177行(左欄)	(右欄)
第178行(左欄)	(右欄)
第179行(左欄)	(右欄)
第180行(左欄)	(右欄)
第181行(左欄)	(右欄)
第182行(左欄)	(右欄)
第183行(左欄)	(右欄)
第184行(左欄)	(右欄)
第185行(左欄)	(右欄)
第186行(左欄)	(右欄)
第187行(左欄)	(右欄)
第188行(左欄)	(右欄)
第189行(左欄)	(右欄)
第190行(左欄)	(右欄)
第191行(左欄)	(右欄)
第192行(左欄)	(右欄)
第193行(左欄)	(右欄)
第194行(左欄)	(右欄)
第195行(左欄)	(右欄)
第196行(左欄)	(右欄)
第197行(左欄)	(右欄)
第198行(左欄)	(右欄)
第199行(左欄)	(右欄)
第200行(左欄)	(右欄)
第201行(左欄)	(右欄)
第202行(左欄)	(右欄)
第203行(左欄)	(右欄)
第204行(左欄)	(右欄)
第205行(左欄)	(右欄)
第206行(左欄)	(右欄)
第207行(左欄)	(右欄)
第208行(左欄)	(右欄)
第209行(左欄)	(右欄)
第210行(左欄)	(右欄)
第211行(左欄)	(右欄)
第212行(左欄)	(右欄)
第213行(左欄)	(右欄)
第214行(左欄)	(右欄)
第215行(左欄)	(右欄)
第216行(左欄)	(右欄)
第217行(左欄)	(右欄)
第218行(左欄)	(右欄)
第219行(左欄)	(右欄)
第220行(左欄)	(右欄)
第221行(左欄)	(右欄)
第222行(左欄)	(右欄)
第223行(左欄)	(右欄)
第224行(左欄)	(右欄)
第225行(左欄)	(右欄)
第226行(左欄)	(右欄)
第227行(左欄)	(右欄)
第228行(左欄)	(右欄)
第229行(左欄)	(右欄)
第230行(左欄)	(右欄)
第231行(左欄)	(右欄)
第232行(左欄)	(右欄)
第233行(左欄)	(右欄)
第234行(左欄)	(右欄)
第235行(左欄)	(右欄)
第236行(左欄)	(右欄)
第237行(左欄)	(右欄)
第238行(左欄)	(右欄)
第239行(左欄)	(右欄)
第240行(左欄)	(右欄)
第241行(左欄)	(右欄)
第242行(左欄)	(右欄)
第243行(左欄)	(右欄)
第244行(左欄)	(右欄)
第245行(左欄)	(右欄)
第246行(左欄)	(右欄)
第247行(左欄)	(右欄)
第248行(左欄)	(右欄)
第249行(左欄)	(右欄)
第250行(左欄)	(右欄)
第251行(左欄)	(右欄)
第252行(左欄)	(右欄)
第253行(左欄)	(右欄)
第254行(左欄)	(右欄)
第255行(左欄)	(右欄)
第256行(左欄)	(右欄)
第257行(左欄)	(右欄)
第258行(左欄)	(右欄)
第259行(左欄)	(右欄)
第260行(左欄)	(右欄)
第261行(左欄)	(右欄)
第262行(左欄)	(右欄)
第263行(左欄)	(右欄)
第264行(左欄)	(右欄)
第265行(左欄)	(右欄)
第266行(左欄)	(右欄)
第267行(左欄)	(右欄)
第268行(左欄)	(右欄)
第269行(左欄)	(右欄)
第270行(左欄)	(右欄)
第271行(左欄)	(右欄)
第272行(左欄)	(右欄)
第273行(左欄)	(右欄)
第274行(左欄)	(右欄)
第275行(左欄)	(右欄)
第276行(左欄)	(右欄)
第277行(左欄)	(右欄)
第278行(左欄)	(右欄)
第279行(左欄)	(右欄)
第280行(左欄)	(右欄)
第281行(左欄)	(右欄)
第282行(左欄)	(右欄)
第283行(左欄)	(右欄)
第284行(左欄)	(右欄)
第285行(左欄)	(右欄)
第286行(左欄)	(右欄)
第287行(左欄)	(右欄)
第288行(左欄)	(右欄)
第289行(左欄)	(右欄)
第290行(左欄)	(右欄)
第291行(左欄)	(右欄)
第292行(左欄)	(右欄)
第293行(左欄)	(右欄)
第294行(左欄)	(右欄)
第295行(左欄)	(右欄)
第296行(左欄)	(右欄)
第297行(左欄)	(右欄)
第298行(左欄)	(右欄)
第299行(左欄)	(右欄)
第300行(左欄)	(右欄)
第301行(左欄)	(右欄)
第302行(左欄)	(右欄)
第303行(左欄)	(右欄)
第304行(左欄)	(右欄)
第305行(左欄)	(右欄)
第306行(左欄)	(右欄)
第307行(左欄)	(右欄)
第308行(左欄)	(右欄)
第309行(左欄)	(右欄)
第310行(左欄)	(右欄)
第311行(左欄)	(右欄)
第312行(左欄)	(右欄)
第313行(左欄)	(右欄)
第314行(左欄)	(右欄)
第315行(左欄)	(右欄)
第316行(左欄)	(右欄)
第317行(左欄)	(右欄)
第318行(左欄)	(右欄)
第319行(左欄)	(右欄)
第320行(左欄)	(右欄)
第321行(左欄)	(右欄)
第322行(左欄)	(右欄)
第323行(左欄)	(右欄)
第324行(左欄)	(右欄)
第325行(左欄)	(右欄)
第326行(左欄)	(右欄)
第327行(左欄)	(右欄)
第328行(左欄)	(右欄)
第329行(左欄)	(右欄)
第330行(左欄)	(右欄)
第331行(左欄)	(右欄)
第332行(左欄)	(右欄)
第333行(左欄)	(右欄)
第334行(左欄)	(右欄)
第335行(左欄)	(右欄)
第336行(左欄)	(右欄)
第337行(左欄)	(右欄)
第338行(左欄)	(右欄)
第339行(左欄)	(右欄)
第340行(左欄)	(右欄)
第341行(左欄)	(右欄)
第342行(左欄)	(右欄)
第343行(左欄)	(右欄)
第344行(左欄)	(右欄)
第345行(左欄)	(右欄)
第346行(左欄)	(右欄)
第347行(左欄)	(右欄)
第348行(左欄)	(右欄)
第349行(左欄)	(右欄)
第350行(左欄)	(右欄)
第351行(左欄)	(右欄)
第352行(左欄)	(右欄)
第353行(左欄)	(右欄)
第354行(左欄)	(右欄)
第355行(左欄)	(右欄)
第356行(左欄)	(右欄)
第357行(左欄)	(右欄)
第358行(左欄)	(右欄)
第359行(左欄)	(右欄)
第360行(左欄)	(右欄)
第361行(左欄)	(右欄)
第362行(左欄)	(右欄)
第363行(左欄)	(右欄)
第364行(左欄)	(右欄)
第365行(左欄)	(右欄)
第366行(左欄)	(右欄)
第367行(左欄)	(右欄)
第368行(左欄)	(右欄)
第369行(左欄)	(右欄)
第370行(左欄)	(右欄)
第371行(左欄)	(右欄)
第372行(左欄)	(右欄)
第373行(左欄)	(右欄)
第374行(左欄)	(右欄)
第375行(左欄)	(右欄)
第376行(左欄)	(右欄)
第377行(左欄)	(右欄)
第378行(左欄)	(右欄)
第379行(左欄)	(右欄)
第380行(左欄)	(右欄)
第381行(左欄)	(右欄)
第382行(左欄)	(右欄)
第383行(左欄)	(右欄)
第384行(左欄)	(右欄)
第385行(左欄)	(右欄)
第386行(左欄)	(右欄)
第387行(左欄)	(右欄)
第388行(左欄)	(右欄)
第389行(左欄)	(右欄)
第390行(左欄)	(右欄)
第391行(左欄)	(右欄)
第392行(左欄)	(右欄)
第393行(左欄)	(右欄)
第394行(左欄)	(右欄)
第395行(左欄)	(右欄)
第396行(左欄)	(右欄)
第397行(左欄)	(右欄)
第398行(左欄)	(右欄)
第399行(左欄)	(右欄)
第400行(左欄)	(右欄)
第401行(左欄)	(右欄)
第402行(左欄)	(右欄)
第403行(左欄)	(右欄)
第404行(左欄)	(右欄)
第	

第4号（質取引人名簿）

第4号(賃貸人登録)						
賃契約の 年月日	氏名	郵便 番号	住 所	職業	特 徴	確認の方法

備考 1 この帳簿には、新規に質契約をした質権主について、そのつど記載すること。

- 2 長文題には、質問者の氏名を50部に記載すること。
 - 3 職業欄には、たとえば、「会社社員」、「何箇所自動車運転者」のように、職種を具体的に記載すること。
 - 4 特徴欄には、たとえば、「左肩下ろし」「中身、中骨、骨に目が大きく二重瞼」とのように、顔面の特徴を記載すること。
 - 5 症状の方法欄には、資料の提示を受けたときはその資料の内容の要旨(資料の名前、発行者、交付年月等)を記載し、質問者以外の者に問い合わせたときはその旨を記載すること。

第5号（質札）

第 号		買 札
貿易約の日		年 月 日
貨付金額		円
品目及び数量 或質問題		年 月 日
規		
賣家所の所在地		氏
賣家所の名称		名

備考：下記の項目は1次申請にて既に登録済みの場合は、再提出時に同一の項目を記載しておくこと。

- 2 番号は、質物台帳に記載した質物番号を記載すること。
 - 3 裏面に、質権主が他人に質物の返却しを委任する場合に、その旨をこの質札をもつて証することができるようにするために必要な事項を記載しておくことができる。

第6号（通帳）

第6号(通報)

- | | |
|------------------------|-----|
| (表) | (裏) |
| (賃屋貸借法第16条第1項)による表示事項) | |